

銀行等による過剰貸付の禁止を求める会長声明

- 1 深刻な社会問題と化した多重債務者増加を解決すべく、平成18年12月、貸金業法等が改正され、出資法の上限金利を引き下げるとともに、貸金業者に対し、個人の借入残高が年収の3分の1を超える場合に原則として新規の貸付を禁止する「総量規制」が導入された。

総量規制導入後、5社以上無担保無保証借入の残高がある人数は171万人（平成19年3月末）から12万人（平成28年3月末）、自然人自己破産の新受件数は16万5932件（平成18年）から6万3844件（平成27年）と、いずれも大幅に減少した。総量規制導入の成果として、多重債務者が着実に減少したと評価できる。

- 2 もっとも、総量規制は、貸金業者を対象としており、銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関（以下「銀行等」という。）を対象としていない。

そのため、銀行等は、「カードローン」等を通じて、消費者向けの貸付を増加させている。国内銀行の消費者向け貸出しにおいて、住宅資金以外の「その他のローン」のうち、「カードローン等残高」は、3兆5442億円（平成25年3月）から5兆4377億円（平成28年12月）と、短期間で急増した。貸金業者による消費者向無担保無保証貸付残高は5兆4774億円（平成28年12月）であり、銀行等によるカードローン等残高と匹敵している。

これに伴い、貸金業者は、銀行等の貸付に対する保証事業に力を注いでいる。貸金業者による平成28年度の保証残高は、少なくとも5兆7000億円であり、消費者向無担保無保証貸付残高を上回り、平成27年度の保証残高と比べると1割以上増加している。

- 3 現に、弁護士が日常的に取り扱う債務整理事件において、当初の債権者が銀行等であるが、受任通知到達後に機関保証をしていた貸金業者が求償権を取得する事例が散見される。このような事例の場合、債権者のほとんどが機関保証をしていた貸金業者となり、債務総額が総量規制で上限とされた金額を大幅に上回るものも少なくない。すなわち、総量規制の潜脱と言わざるを得ない現象が生じているのである。

また、総量規制導入後減少していた自然人自己破産の新受件数は、平成28年に入り増加に転じ、平成29年1月～5月も前年同期より増加している。

- 4 総量規制が導入された趣旨は、返済能力を超える貸付を禁止し、返済困難な状態や経済苦から発生する様々な社会問題を防止することである。平成18年12月の貸金業法改正当時において、銀行等の貸付が総量規制の対象とされなかった

理由は、貸金業者の上限金利引き下げが議論の中心であったことや、銀行等の消費者向け貸付が貸金業者と比べると相対的に少なかったために過ぎない。

しかしながら、銀行等を総量規制の対象外のままとする、銀行等により個人の借入残高が年収3分の1を超えることとなるような過剰貸付が増加し、貸金業者により機関保証を利用した総量規制の潜脱と評価できる状況を生み出し、総量規制導入前のように、多重債務者が増加することが懸念される。銀行等による消費者向け貸付が急増し、もはや貸金業者による貸付と匹敵している状況を踏まえると、現在において、銀行等の貸付を総量規制の対象外とした貸金業法改正当時の立法事実は当てはまらない。

現状、銀行等の貸付や銀行等の貸付に対する保証いずれの場合についても、消費者の返済能力を超える貸付であれば、総量規制の趣旨が妥当し、総量規制を課す必要がある。

- 5 そこで、金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、銀行等が貸金業者による保証を付した消費者向け貸付を行う際には、改正貸金業法の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにすべきことを明記すべきである。

銀行等は、貸金業者による保証を付した消費者向け貸付を行う際には、貸金業法13条の2に規定する総量規制など貸金業法の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付を行わないようにする等、銀行等による貸付が顧客にとって過剰な借入とならないように、消費者の実態を踏まえた適切な審査態勢を構築すべきである。

国は、銀行等による過剰貸付を禁止すべく、貸金業法13条の2等の規定を改正する等により、貸金業者が自ら貸付を行う場合のほか、銀行等の行う貸付に保証を付す場合についても、総量規制の対象とすべきである。

2017（平成29）年9月15日

千葉県弁護士会

会長 及川智志